

法人 都民税 事業税 の予定申告書（第6号の3様式）記載の手引

特別法人事業税

令和7年改正

* 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電子申告義務化の対象法人は、法人事業税・特別法人事業税・法人
都民税の申告を、eLTAX（電子申告）により提出しなければなりません。詳細は、東京都主税局ホームページをご参
照ください。

1 この申告書の用途等

この申告書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項
第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人
を除きます。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の法人事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告を
する場合（以下「予定申告」といいます。）に使用してください。

なお、同項第3号に掲げる事業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人が予定申告をする場合に
は第6号の3様式（その2）を、同項第4号に掲げる事業（特定ガス供給業）を行う法人が予定申告をする場合には第6号
の3様式（その3）を使用してください。

(1) 中間申告の義務について

事業年度が6か月を超える法人（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の
事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日において当該通算親法人との間
に通算完全支配関係がある法人）は、原則として中間申告の義務がありますが、以下の法人は中間申告の義務はありません。

- ① 所得を課税標準とする法人で、法人税の中間申告義務がない法人
なお、通算親法人が協同組合等である通算子法人はこの限りではありません。
※ ①の場合であっても、外形標準課税法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人）又は収入金額課税法人（同項
第2号に掲げる事業を行う法人）は、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告の義務があります。
- ② 医療法人等の特別法人（※法人税の中間申告義務がある法人は、法人都民税のみ中間申告義務があります。）
- ③ 清算中の法人（※法人税の中間申告義務がある清算中の通算子法人は、法人都民税のみ中間申告義務があります。）

(2) 仮決算による中間申告について

事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業
年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間を1事業年度とみなして仮決算に基づく中間申告を行う場合には、
この申告書ではなく、中間・確定申告書（第6号様式）により申告してください。

- ※ 通算親法人が協同組合等である通算子法人で所得割を申告納付する法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができま
せん。
- ※ 法人事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、予定申告に係る税額を超える場合には行うことができ
ません。

2 提出先

本都内の主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務す
る恒久的施設）（以下、事務所又は事業所を「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に「提出
用」を提出してください。

3 申告納付期限

予定申告書の提出及び納付の期限は、事業年度開始の日（通算子法人である場合には、事業年度開始の日の属する当該法
人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日から2か月以内です。予定申告書を提出する義務のある
法人が、提出期限までに申告書を提出しなかった場合には、申告があったものとみなされ、当該税額の納付義務が生じます
ので、必ず期限内に納付してください（法第72条の26第5項、第53条第1項・第2項、第321条の8第1項・第2項）。

- ・申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書のご提出は、所管の都税事務所（都税支所）・支庁へお願いします。
なお、主たる事務所・事業所の所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書をお預かりし（受付印を押印）、所管都税事務所に回
付しますが、申告内容のご相談等のお問い合わせについては所管都税事務所へお願いします。
- ・東京都主税局ホームページから、申告書・届出書等の様式がダウンロードできます。ほかにも、都税事務所（都税支所）・支庁のご案内や都税に
関する様々な情報を掲載していますので、ご覧ください。（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）

よくあるご質問

法・・・地方税法 令・・・地方税法施行令

Q1. 均等割も前事業年度の実績によって、予定申告税額を計算するのですか？

A1. 均等割額は、算定期間（当該事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当
該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間）の実績により計算します（法第53
条第1項・第2項（第321条の8第1項・第2項））。
算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合には、事務所等又は寮等を有していた月数に基づいて均等割
額を計算してください。東京都から送付している申告書を使用する場合には、正しい税額に訂正し、「均等割額の計算に関す
る明細書」(第6号様式別表4の3)を添付して、申告してください。

Q2. 均等割額の計算にあたり、いつの時点の資本金等の額を基準にするのですか？

A2. 前事業年度末日の資本金等の額により算定します（法第52条第4項（第312条第6項）、令第8条の5（第48条の2））。
なお、合併した法人の予定申告では、被合併法人の資本金等の額は考慮せずに、合併法人のみの前事業年度末日の資本金
等の額により算定を行います。

Q3. いつの時点の従業者数、月数をもとに均等割額を計算するのですか？

A3. 算定期間（当該事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る
通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間）の末日現在の従業者数及び算定期間中に事務
所等を有していた月数により判定します（法第52条第3項（第312条第4項・第5項））。

Q4. 外形標準課税法人です。法人税では中間申告の義務がないのですが、中間申告が必要ですか？

A4. 前事業年度について外形標準課税の対象法人である場合、法人事業税及び特別法人事業税については、中間申告の義務があります
（法第72条の26第8項・第9項〔令和8年3月31日以前は法附則第8条の3の3第2項〕）。
法人都民税については、法人税割、均等割ともに中間申告の義務はありません。
※ 通算親法人が協同組合等である通算子法人は、この限りではありません。

Q5. 適格合併を行いました。東京都から送付されてきた申告書の税額は、被合併法人分の予定申告税額が加算されて いないようですが、このまま申告してよいのですか？

A5. 合併法人は、被合併法人分の予定申告税額を加算して予定申告を行う必要があります（法第72条の26第2項、第53条第1項（第
321条の8第1項）、令第8条の6第2項（第48条の10））。お手数ですが、被合併法人分の予定申告税額を加算した税額に訂正して
申告してください。

Q6. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の予定申告税額の計算方法を教えてください。

A6. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、原則として、関係都道府県ごとの前事業年度の確定税額をもとに、予定申
告税額を計算します。
ただし、法人事業税については、事務所等の異動があった場合や、分割基準が前事業年度の数値と著しく異なる場合には、
以下の計算式により計算することもできます（法第72条の48第2項）。
この場合、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)により計算した「本都分」の「分割課税標準額」を「前事業年
度の事業税額の明細」欄に転記して税額を計算します。
$$\left(\frac{\text{前事業年度の確定課税標準額の総額}}{\text{前事業年度の月数}} \right) \times 6\% \times \left(\frac{\text{関係都道府県ごとの分割基準の数値}}{\text{分割基準の総数}} \right) \times \text{税率}$$

* 通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の
月数に読み替えてください。

Q7. 当該事業年度の途中で都内に新たに事務所を設置しました。法人税では中間申告の義務があるのですが、東京都 に対して中間申告を行う必要はありますか？

A7. 東京都に対しても中間申告義務があります。ただし、法人事業税・特別法人事業税・法人都民税法人税割の予定申告税額
は、前事業年度の税額をもとに算定しますので、0円となります。法人都民税均等割については、当該事業年度の実績に基
づき算定しますので、算定期間中に都内に事務所等を有していた月数に応じて計算してください。

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）を通じて、インターネットを利用した電子申告、電子申請・届出、
電子納税を受け付けています。eLTAXでは、全ての都道府県・市区町村へ一括して電子納税を行うことが可能です。納付方法は、ダイ
レクト納付やインターネットバンキング、クレジットカード又はATMから選択できます。
申告から納税までの手続を一貫して行うことができる便利な電子申告・電子納税等をぜひご利用ください。

■ 利用可能な手続（法人事業税・特別法人事業税・法人都民税）

令和8年1月1日現在

電子申告	電子申請・届出	電子納税
○確定申告 ○中間申告 ○予定申告 ○修正申告	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○更正の請求 ○法人事業税減免申請（中小企業者向け省エネ促進税制）など	○本税の納付 ○見込納付・みなし納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付
○清算確定申告 ○均等割申告 など		

■ お問合せ先

- ・利用手続きに関すること
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
ご不明な点等は、上記ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。
- ・申告内容・納税に関すること
〔電子申告、電子申請・届出〕 所管の都税事務所の各税目担当
〔電子納税〕 所管の都税事務所の徴収管理担当



